

第17号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「30,048円」を「24,414円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,414円」とあるのは、「43,194円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,414円」とあるのは、「54,462円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定及び同条に2項を加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市介護保険条例第8条第2項から第4項までの規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険に係る保険料の保険料率を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市介護保険条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(保険料率)

第8条 平成30年度から平成32年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 略

(6) 次のいずれかに該当する者 82,632円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であつて,前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(7)～(15) 略

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は,同号の規定にかかわらず,30,048円とする。

第22条の2第2項

平成31年度及び平成32年度

24,414円

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,414円」とあるのは、「43,194円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,414円」とあるのは、「54,462円」と読み替えるものとする。